

原規規発第 2211303 号
令和 4 年 11 月 30 日

国立大学法人秋田大学
学長 山本 文雄 殿

原子力規制委員会

令和 4 年度第 2 四半期の間実施した原子力規制検査（原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査）の結果の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づく令和 4 年度第 2 四半期の間実施した原子力規制検査（原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査）の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、別添のとおり通知します。

国立大学法人秋田大学 放射性同位元素センター

(非該当使用施設)

令和4年度(第2四半期)

原子力規制検査報告書

(原子力施設安全及び放射線安全に係る基本検査)

令和4年 11 月

原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
2. 検査結果	1
3. 検査内容	1
4. 確認資料	2

1. 実施概要

- (1)事業者名: 国立大学法人秋田大学
- (2)事業所名: 国立大学法人秋田大学 放射性同位元素センター
- (3)検査期間: 令和4年8月 30 日
- (4)検査実施者: 原子力規制部検査グループ核燃料施設等監視部門
栗崎 博

2. 検査結果

検査は、検査対象に対して適切な検査運用ガイド(以下単に「ガイド」という。)を使用して実施した。検査対象については、原子力検査官が事前に入手した現状の施設の運用や保安に関する事項、保安活動の状況、リスク情報等を踏まえて選定し、検査を行った。検査においては、事業者の実際の保安活動、社内基準、記録類の確認、関係者への聞き取り等により活動状況を確認した。ガイドは、原子力規制委員会ホームページに掲載されている。

第2四半期の結果は、以下のとおりである。

2. 1 検査指摘事項等

検査指摘事項等なし

2. 2 検査継続案件

検査継続案件なし

3. 検査内容

3. 1 日常検査

(1)BZ2010 非該当使用者等

検査項目 非該当使用者等

検査対象

- 1)管理区域への出入管理に関する管理状況
- 2)施設の管理状況
- 3)核燃料物質の貯蔵状況
- 4)管理区域及び周辺監視区域の設定状況
- 5)記録の管理状況

3. 2 チーム検査

なし

4. 確認資料

4.1 日常検査

(1) BZ2010 非該当使用者等

検査項目 非該当使用者等

資料名

- ・放射性同位元素センター 核燃料物質 点検記録(R4.4.5～R4.8.2)
- ・作業環境測定(7月分 R4.7.8)(8月分 R4.8.4)
- ・証明書 7月分、8月分(空气中放射性物質濃度)
- ・報告書 7月分、8月分(線量当量率)
- ・報告書 7月分、8月分(表面汚染密度)
- ・校正証明書(千代田テクノル R00657;2022.6.20)
- ・外部被ばく線量測定結果報告書(2022年7月12日)

4.2 チーム検査

なし